

## 教育大綱について

### 1 教育大綱とは

教育大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に規定されるもので、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

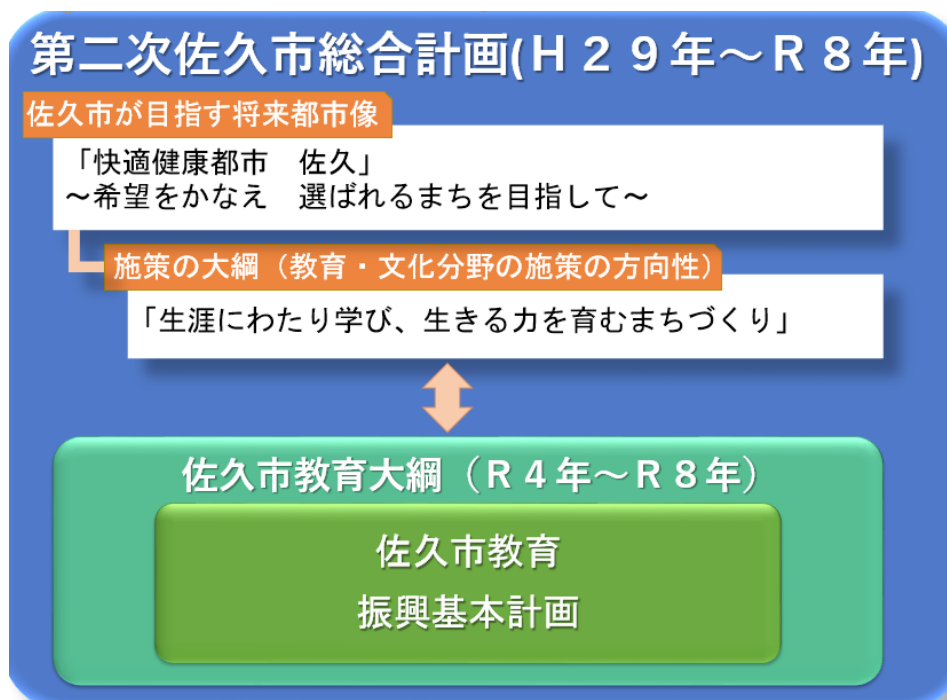
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

○教育基本法 第 17 条第 1 項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

### 2 大綱の位置付け

市の最上位計画である「佐久市総合計画」における教育・文化分野の基本構想の柱に即し、教育委員会が策定する「佐久市教育振興基本計画」の基礎となるもの。



### 3 大綱の定義及び記載事項（平成27年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知 一部抜粋）

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- (2) 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- (3) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

### 4 現大綱における基本理念

大綱の基本的な理念であり、第二次佐久市総合計画の基本構想の柱（第1章）に即している。

**生涯にわたり主体的・創造的に学び、  
生きる力を育む人づくり、まちづくり**

#### 参 考

- (1) 第二次佐久市総合計画の基本構想の柱（第1章）  
「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」

### 5 現大綱における目指す姿

**〈目指す子ども像〉  
自ら考え、夢と志をもって、ともに未来を拓く子ども**

**〈目指す市民像〉  
生涯にわたり学び、互いに支え合い、輝き続ける市民**